

岩国市監査告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 31 年 1 月 17 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 片 岡 勝 則

1 監査の対象

市民生活部（市民協働推進課・くらし安心安全課・中山間地域振興課・市民課・スポーツ推進課）

2 監査の実施期間

平成 30 年 11 月 6 日から同年 11 月 27 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 30 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 30 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めたが、次の事項について改善を要望します。

(1) 特定事項

ア スポーツ推進課

昨近の体育施設の環境変化を踏まえ、既存の計画を見直すとともに、計画の進捗については十分な検証を行っていただきたい。また、各分室において、複数課を兼務している職員への負担増が見受けられるため、負担軽減を図るよう関係課と協議を行っていただきたい。